

即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送)電子決済等代行業に係る利用者に対する説明(1/3)

(1) 電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所

株式会社NTTデータ(東京都江東区豊洲3-3-3 豊洲センタービル)

(2) 電子決済等代行業者の権限に関する事項

当社は、電子決済等代行業者としての業務を行うものであり、金融機関を代理する権限を有しません。

(3) 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

当社は、即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送)に関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、利用者とサービス提供事業者間の契約(以下「利用契約」と言います。)に基づき賠償が不要となる場合を除き、利用契約に基づき、サービス提供事業者をして利用者に対し、利用者に生じた損害を賠償させることといたします。

(4) 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

株式会社NTTデータ 即時決済ゲートウェイサービス問合せ窓口

xgsokujisales@kits.nttdata.co.jp

(5) 登録番号

関東財務局長(電代)第116号 (2023年6月1日登録)

(6) 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法

利用者から当社に対してお支払頂くべき手数料はありません。

(7) 法第二条第十七項第一号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合にお

いて、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

サービス提供事業者が指定する上限額、若しくは利用者本人が指定する上限額のいずれかとなります。

(8) 利用者との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を

除く。)を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い(手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。)

該当ございません。

即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送) 電子決済等代行業に係る利用者に対する説明(2/3)

(9) 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第二条第十七項各号に掲げる行為(第一条の三の三に掲げる行為を除く。)を行う場合には、その旨

当社は、即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送)の提供にあたり、利用者から識別符号等を取得しておりません。

(10) 金融機関との契約内容

銀行法第52条の61の10第3項に基づき、金融機関との電子決済等代行業に係る契約内容の一部を公表いたします。

1. 利用者に損害が生じた場合の金融機関との賠償責任の分担

- ① 即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送)に関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、利用者当社間(電子決済等代行業再委託者(以下「電代業再委託者」という。))を通じて提供されている場合は利用者と電代業再委託者の契約に基づき賠償が不要となる場合を除き、当社は(電代業再委託者を通じて提供されている場合は電代業再委託者をして)利用者に生じた損害を賠償します。
- ② 当社が利用者に賠償した損害が金融機関の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、当社は、利用者に賠償した損害を金融機関に求償することができるものとします。
- ③ 金融機関が利用者に対して損害を賠償した場合であって、当該損害が当社の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したときは、金融機関は、利用者に賠償した損害を当社に求償することができるものとします。
- ④ 金融機関又は当社が賠償した利用者の損害が金融機関と当社の双方の責めに帰すべき事由による場合、双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、金融機関と当社で当該損害の賠償責任を分担するものとします。
- ⑤ 金融機関又は当社が賠償した利用者の損害が金融機関と当社のいずれの責めにも帰すことができない場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかでない場合、金融機関及び当社は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとします。

即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送) 電子決済等代行業に係る利用者に対する説明(3/3)

2. 利用者情報の適正な取扱い及び金融機関の取りうる措置

- ① 当社は、利用者に関する情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ当社サービス利用規定に従って取り扱うものものとします。
- ② 当社は、即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送)の提供にあたり、事前に金融機関に対して提出するセキュリティに関する報告書(以下「セキュリティ報告書」という。)に従ったセキュリティを維持するものものとします。
- ③ 当社は、即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送)に関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん若しくはその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏洩等を防止するために必要があると客観的かつ合理的に認められるセキュリティ対策を行うものものとします。
- ④ 金融機関は、即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送)のセキュリティがセキュリティ報告書の基準を満たしていない可能性があるとして客観的かつ合理的な事由により判断する場合、当社に対し、即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送)のセキュリティについて、報告及び資料提出を求めることができるものとし、当社は実務上可能な範囲で速やかにこれに応じるものものとします。
- ⑤ 金融機関は、④の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送)の提供停止を求めることができるものものとします。

3. 電子決済等代行業再委託者が取得した利用者情報の適正な取扱い及び金融機関の取りうる措置

- ① 当社は、電代業再委託者に対し、電代業再委託者が利用者に提供するサービスのセキュリティに関し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものものとします。
- ② 金融機関は、当社が電代業再委託者に対する係る指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に当該電代業再委託者との接続の停止を求めることができるものとし、当社が相当期間内にこれに応じない場合、当社に当該電代業再委託者との接続に係る即時決済ゲートウェイサービス(ファイル伝送)の提供停止を求めることができるものものとします。